

佐呂間吹奏楽クラブ運営規約

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、「佐呂間吹奏楽クラブ」（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（事務局）

本クラブの事務局は佐呂間町教育委員会に置くことを基本とし、必要に応じて代表者が管理する。

第3条（目的）

本クラブは、吹奏楽を通じて会員の心身の健全な育成を図るとともに、地域住民の親睦を深めることを目的とする。

第2章 会員

第4条（入会資格）

本クラブの目的に賛同し、所定の入会手続きを完了した小中学生及び高校生等を会員とする。

第5条（遵守事項）

会員およびその保護者は、本規約および指導者の指示を遵守し、秩序ある活動に努めなければならない。

第6条（退会・除名）

会員が退会しようとする場合は、退会希望月の1ヶ月前までに事務局に届け出なければならない。

本クラブの名誉を著しく傷つける行為、または会費の滞納が3ヶ月以上続いた場合は、事務局の判断により除名することができる。

除名については、役員会の議決を経て決定する。

第3章 運営と組織

第7条（役員）

本クラブを運営するため、会員の保護者の中から以下の役員を置く。

代表（1名）：本クラブを代表し、運営を統括する。

副代表（若干名）：代表を補佐する。

会計（1名）：会費の徴収および管理を行う。

監事（1名）：会計監査を行う。

第8条（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 活動と安全管理（重要）

第9条（活動内容）

本クラブは、週5回の練習、およびコンクール参加、演奏会活動等を行う。

第10条（保険の加入）

会員および指導者は、入会と同時に「スポーツ安全保険」またはこれに類する保険に加入しなければならない。

第11条（事故の免責）

活動中（往復時を含む）の事故・負傷については、本クラブは応急処置を行うとともに、加入する保険の範囲内で対応するものとする。

ただし、本クラブ又は指導者に故意又は重大な過失がある場合を除き、それ以上の責任は負わないものとする。

本クラブの運営は役員の善意に基づき行われるものであり、通常の活動の範囲内においては、役員個人に過度な責任を負わせないものとする。

第5章 会計

第12条（経費）

本クラブの運営経費は、会費、入会金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第13条（会費）

会費（月額）：1,000円

第14条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2（会計の公開）

会計報告は年1回、会員に対して報告するものとする。

第15条（指導者への報酬）

指導者への報酬については、別に定める「指導報酬規定」に基づき、適正に源泉徴収を行った上で支払うものとする。

第16条（指導者の位置づけ）

本クラブの指導者は雇用契約によらない業務委託により従事するものとする。

第6章 雑則

第17条（個人情報の取扱い）

会員の個人情報は、クラブ運営に必要な範囲内でのみ利用する。

個人情報は適切に管理し、第三者へ提供しないものとする。ただし、保険手続き、行政機関への報告等、必要な場合を除く。

活動中の写真・動画を公式 SNS や広報物に使用する場合、あらかじめ保護者の同意を得るものとする。

第18条（規約の変更）

本規約の変更は、役員会の議決を経て、総会にて承認を得るものとする。

付則

本規約は、令和8年5月12日より施行する。